

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の66」を「100分の67.5」に改め、同項第2号中「、100分の32.5（課長代理級以上の職員にあっては、100分の42.5）」を「当該職員の勤務成績による割合」に改め、同条中第3項を次のように改める。

3 前項の職員の勤務成績による割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において任命権者が市規則で定めるところにより定めるものとする。

(1) 再任用職員以外の職員（育児休業に伴う任期付職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員を除く。） 100分の135（指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、100分の155、課長代理級以上の職員にあっては、100分の175）

(2) 再任用職員 100分の65（課長代理級以上の職員にあっては、100分の85）

第3条第5項中「第2項第1号に掲げる」を「第1項に定める」に、「を除く」を「（以下この項において「任期付職員等」という。）を除く」に、「当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の67.5（課長代理級以上の職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額（指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の77.5を乗じて得た額）の総額」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の総額の合計額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 再任用職員以外の職員（任期付職員等を除く。） 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこ

れに対する地域手当の月額を加算した額に100分の67.5（課長代理級以上の職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額（指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の77.5を乗じて得た額）

(2) 再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の32.5（課長代理級以上の職員にあっては、100分の42.5）を乗じて得た額

第4条の見出しを「(教育委員会所管の学校の教員等の期末手当及び勤勉手当)」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 村 上 龍 一

説 明

任期を定めて採用された職員の勤勉手当の支給割合及び再任用職員の勤勉手当の額の算定方法及び支給割合を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（抄）

（一般職員の勤勉手当）

第3条 省 略

2 前項に定める職員の勤勉手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、調査対象期間における欠勤等の日数の区分（第2号に掲げる職員にあっては、1週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における欠勤等の日数の区分）に応じ、それぞれ100分の100を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 再任用職員以外の職員 勤勉手当基礎額に当該職員の勤務成績による割合（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「育児休業に伴う任期付職員」という。）及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員にあっては、 $\frac{100分の66}{100分の67.5}$ ）を乗じて得た額

(2) 再任用職員 勤勉手当基礎額に、 $\frac{100分の32.5}{\text{当該職員の勤務成績による割合}}$ （課長代理級以上の職員にあっては、100分の42.5）を乗じて得た額

3 前項第1号の職員（育児休業に伴う任期付職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務成績による割合は、 $\frac{100分の135}{\text{指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、100分の155、課長代理級以上の職員にあっては、100分の175}}$ を超えない範囲内において任命権者が市規則で定めるところにより定めるものとする。

3 前項の職員の勤務成績による割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において任命権者が市規則で定めるところにより定めるものとする。

(1) 再任用職員以外の職員（育児休業に伴う任期付職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員を除く。） $\frac{100分の135}{\text{指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、100分の155、課長代理級以上の職員にあっては、100分の175}}$

(2) 再任用職員 $\frac{100分の65}{\text{課長代理級以上の職員にあっては、100分の85}}$

4 省 略

5 第2項第1号に掲げる職員（育児休業に伴う任期付職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員並びに一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第8条第1項に規定する任期付職員及び同条第2項に規定する任期付短時間勤務

職員（以下この項において「任期付職員等」という。）を除く。）に対して支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の67.5（課長代理級以上の職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額（指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の77.5を乗じて得た額）の総額を超えては

ならない。

(1) 再任用職員以外の職員（任期付職員等を除く。） 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の67.5（課長代理級以上の職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額（指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の77.5を乗じて得た額）

(2) 再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の32.5（課長代理級以上の職員にあっては、100分の42.5）を乗じて得た額

6 省 略

（教育委員会所管の学校の教員 教員等の期末手当及び勤勉手当）

第4条 省 略